

※この書類は、工事を実施する施工業者さんへ渡してください。

## 修繕工事を実施する施工業者さんへ ～見積書等の作成のお願い～

流山市では、令和元年台風15号等で被災した住宅の修繕工事に係る補助金制度を創設しました。依頼主さんは、この補助金を受けて修繕工事を実施します。

この補助金を受けるためには、所定の書類が必要となりますので、以下の要領で作成をお願いいたします。

施工業者さんに作成していただきたい書類（記載例を参考にしてください。）

- ① 会社の指定の見積書
- ② 補助金申請用の見積書「【参考様式3】修理見積書」
- ③ 「【参考様式1】耐震性等の向上に資する補修確認書」※

※参考様式1は、屋根・外壁・柱・小屋組み・基礎・土台等の工事を行う場合に必要です。

修繕工事には、補助対象のものと対象外のものがあります。

### 対象となる部位

- ・屋根（葺き材、下地）
- ・雨どい
- ・外部に面する扉、窓、ガラス
- ・内装材(下地材、壁紙※、畳※等)  
※壁紙、畳等の修繕は、下地材の修繕に伴うものに限ります。
- ・柱、床、外壁、土台、基礎
- ・上下水道、ガス等の配管
- ・電気配線・換気設備
- ・衛生設備（便器、浴槽 等）
- ・給湯設備（電気・ガス給湯器）

### 対象とならない部位

- ・家電製品（エアコン等）
- ・家具（造付け家具含む）
- ・照明器具、テレビアンテナ
- ・外構（カーポート、物置等）

### 対象とならない工事

- 洗浄・消毒・防蟻処理
- 壊れていない部分の改修、交換
- 解体工事のみ

詳細については、別紙「災害救助法 応急修理 対象内外工事事例」をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

流山市役所 建築住宅課（市役所第2庁舎2階）  
電話番号 04 - 7150 - 6088